

第3回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H28.8.30（火）】

資料番号	資料のタイトル
	次第、平成28年度活動計画
資料1-1	参画と協働のまちづくりフォーラムの検証について
資料1-2	パネルディスカッションの検証
資料1-3	参画と協働のまちづくりフォーラム参加者アンケート 集計表
資料2-1	視察研修について
資料2-2	協働のまちづくりと地区公民館

第3回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成28年8月30日(火) 9:00~11:00

場所 市役所本庁舎 4階第4会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 参画と協働のまちづくりフォーラムを振り返って

フォーラムの検証について(資料1-1)

パネルディスカッションについて(資料1-2)

アンケートについて(資料1-3)

(2) 先進地視察について(資料2-1)

協働のまちづくりと地区公民館(2-2)

4 そ の 他

5 閉 会

参画と協働のまちづくりフォーラムの検証について

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会及び事務局活動報告

事務局…会場仮押さえ（3月）

平成 28年6月2日（木） 「参画と協働のまちづくりフォーラム」第1回実行委員会

- 市民自治推進委員会委員10人をフォーラム実行委員会委員とし、第1回委員会を開催
- 委員会スケジュール、事業費、委員会設置要綱について
- フォーラムの内容について
- パネルディスカッションの流れ及びパネリストについて

事務局…パネリスト3名決定（三宅氏・山田氏・安田氏）

外部実行委員（福山氏） 協力依頼（6/13 市役所）

コーディネーター・パネリスト（山田氏・安田氏）打合せ（6/21 鳥取大学）

平成 28年6月30日（木）「参画と協働のまちづくりフォーラム」第2回実行委員会

- 鳥取ふるさとUI（友愛）会会長を外部実行委員に追加
- 一部パネリストをお呼びし意見交換
（下澤氏・三宅氏・山田氏・安田氏）
- 収支予算について
- チラシ校正

事務局…市報7月号に記事掲載

パネリスト1名決定（鳥羽氏）

平成 28年7月14日（木） 「参画と協働のまちづくりフォーラム」第3回実行委員会

- パネルディスカッションについて
- 当日の役割分担
- アンケートについて

事務局…市HPに記事掲載

チラシ配布

日本海新聞市枠に記事掲載（7/24）

コーディネーター・パネリスト（鳥羽氏・山田氏）打合せ（7/26 鳥取大学）

平成 28年7月31日（日） 参画と協働のまちづくりフォーラム開催

事業実施報告

1. 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

2. 実施日時及び会場

平成28年7月31日(日) 13:30~16:00

さざんか会館

3. 参加人数 100人

4. 内容

○13:30 (実績 13:30) 開会

あいさつ フォーラム実行委員長 佐藤 匡

○13:40 (実績 13:35) パネルディスカッション

「町内会って必要なの!？」

パネリスト

- ・下澤 理如 氏
- ・三宅 一起 氏
- ・山田 晃裕 氏
- ・安田 里菜 氏
- ・鳥羽 努 氏

コーディネーター ・佐藤匡氏(鳥取大学地域学部准教授)

オブザーバー ・鳥取市長

○15:10 (実績 15:10) まとめ(鳥取市市民自治推進委員会委員長)

○15:15 (実績 15:25) — 休憩 —

○15:25 (実績 15:30) 鳥取市消費者団体連絡協議会による消費者寸劇

(実績 15:50) 鳥取ふるさとUI(友愛)会による抽選会

○16:00 (実績 16:05) 閉会

《その他》

○パネル展示

鳥取市消費生活センター

鳥取ふるさとUI(友愛)会(UI会持込み)

○手話通訳を実施

○事前申し込みあれば託児所開設 (実績 申し込みなく開設せず)

収 支 決 算 書 (8/30 時点)

(未解約・支払い未済あり)

1. <収 入>

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
委託料	340,000	340,000	0	鳥取市より委託料
雑収入	1,000	0	△1,000	預金利息（未定のため 0円計上）
計	341,000	340,000	△1,000	

2. <支 出>

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
事務費	12,000	10,554	△1,446	切手代、収入印紙代
会議費	49,280	28,070	△21,210	実行委員会委員報償 費、お茶代
事業費	278,720	226,689	△52,031	チラシ、プログラム等 印刷費、出演者謝金、 消耗品ほか
予備費	1,000	0	△1,000	
計	341,000	265,313	△75,687	

8/30 時点

(収 入) 340,000円 - (支 出) 265,313円 = 75,687円

平成28年度まちづくりフォーラムチラシ及びポスター配布数

配布場所	チラシ	内訳	ポスター
自治会(鳥取地域)	5,300	530町内会 × 10枚	
自治会(新市域)	3,020	302町内会 × 10枚	
地区公民館	620	62館 × 10枚	62
本庁舎窓口	50		1
駅南窓口	50		1
第2庁舎窓口	50		
各総合支所	800	8支所 × 100枚	8
文化センター	30		3
鳥取大学	100		3
環境大学	100		3
委員	550	11人 × 50枚	
保育園等	560	56館 × 10枚	
全課ボックス(支所除く。)	64		
さざんか会館	50		3
人権交流プラザ	30		1
市立図書館	30		1
鳥取駅			1
合計	11,404		87

パネルディスカッションの検証
町内会って必要なの？

《前段》

【市の活動紹介】本市を取り巻く状況（事務局から）

◎平成20年に「鳥取市自治基本条例」を制定し、「市民及び市が自治の主体である」を基本理念とし、相互理解と信頼関係のもと、参画と協働のまちづくりに取り組んでいる。

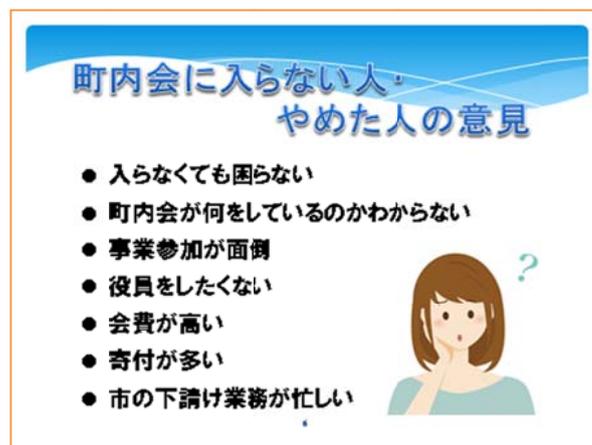
◎市民はコミュニティ活動への積極的な参加に努めるとともに、コミュニティは市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取り組むこととしている。

◎市は、コミュニティ活動を支援するため、地区公民館をコミュニティ活動の拠点施設と位置づけるとともに、地区公民館単位で「まちづくり協議会」の設置を推進し、現在では61地区全ての地区で立ち上げられている。

◎しかし、まちづくり活動を支えている町内会、自治会等の加入率は年々減少している。

◎市の協働のパートナーであり、地域で自ら住民自治に取り組んでいる自治会が、現在世帯加入率66.9%という実態がある。これからのコミュニティのあり方、望ましい姿について世代を越えて話し合いたい。

【町内会に加入しない人・脱退した人の標準的な意見】（事務局から）
（スクリーンで説明）



【どんな活動をしているの】（下澤氏）

◎どの町内会も全て同じ活動をしているわけではない。

◎「コア」の部分では、安全・安心して住める町内会にしたいとの願いから、

①環境整備・維持・改善…清掃、除草等、防犯灯の維持・管理、ゴミステーションの運営 など

②町内の交流活動 …納涼祭、敬老会、各種団体間の連携・共催事業 など

③安全活動 …防災訓練、防犯パトロール、交通安全活動 など

④各種情報の配布・連絡…町内会だよりの発行、市からの依頼事項処理、市報の配布、募金活動 など

⑤町内会所有財産（集会所・土地等）の維持・管理 に取り組んでいる。

◎「オプション」の部分では、納涼祭や親睦会など。

《ディスカッション》

	大学生		下澤氏・三宅氏・鳥羽氏
業務内容について	<p>◎防犯灯の維持管理や市報の配布などは、本来行政の仕事では？</p> <p>◎市の下請け的な事をしていないか。</p> <p>◎市報配布を業者委託するなどしては。</p>	➡	<p>(下澤氏)</p> <p>◎防犯灯の設置については、市からも補助を受けている。</p> <p>◎「市の下請け」という考え方はしていない。住みやすい、元気のある市にするために、行政と町内会がお互いに意見をぶつけ合い、もっと良い鳥取市にしようと考えている。</p> <p>それよりは、「町内のお世話係」という感覚。</p> <p>(三宅氏)</p> <p>◎今やっている業務を市に返すと、経費がかかり、税金にはね返る気がする。</p> <p>(下澤氏)</p> <p>◎町内会によって、市報等の配布方法も違う。配布の際にコミュニケーションが図れることも良さでは。</p>
	<p>◎町内会の表に見える部分は知っているが、裏で事務処理が大変だということを知らない人も多いのでは。</p>	➡	<p>(下澤氏)</p> <p>◎町内会だより等で会費の用途を周知したこともある。町内会だよりを発行すればよいというものでもないので、いろいろな人に町内会活動に関わってもらい、コミュニケーションをとる中で周知していければよいと思う。</p>
町内会への情報提供について	<p>◎わざわざ家で紙面を開く必要がないので、送られてくれば見ると思う。</p> <p>◎そもそも地域の情報を積極的に取得したいと考えている人は、ちゃんと紙面を見るのでは。</p> <p>◎若者やパソコン使用者に限定して有効だと思う。多世代向けではない。複数のチャンネルを用意した方がよいのでは。</p>	←	<p>(下澤氏)</p> <p>◎メールなどで情報提供すれば、見てもらえるか。</p>

町内会の加入要件は	<p>◎町内会の規約・ルール、町内会費の使途がクリアであること。不明なまま自分の活動なりお金なりを預けることはできないと思う。</p> <p>(コーディネーター)</p> <p>◎未加入者に対して、情報を提供した上で加入促進するものか、何となく「加入しなければならない」という雰囲気での加入促進するものなのか。</p>		<p>(下澤氏)</p> <p>◎年に一度の総会で活動及び収支に関する報告はしている。</p> <p>(下澤氏)</p> <p>◎現在は町内会加入のしおりや昨年度の収支決算を見せている。規約等まで見せるのは、加入に前向きになってもらえた時などの次のステップかと。</p>
未加入者について	<p>◎核家族化や生活スタイルの変化により、町内会活動への労力の提供が難しくなって(仕方なく)町内会に加入しない世帯も増えているのでは。</p> <p>◎町内会未加入者が、市の「参画と協働のまちづくり」から切り離されるのではないか。</p>		<p>(鳥羽氏)</p> <p>◎町内会に参加すれば町内会費を払ったり役を受ける負担も出てくるが、町内会に加入せず利益を受けることも難しい。「全員加入」であって円滑に運営していけるのが望ましい。</p>
未加入者について	<p>(コーディネーター)</p> <p>◎他所から来てコミュニティに入るのは、ハードルが高いこと。そこで規約や会則が分かっていること、労働力の提供が少ないというのは必要かと思う。</p> <p>◎町内会未加入による不利益を受けている人を救うには、できるだけ加入していただくことが大切。</p> <p>◎「やりたくない」はよくないが、「やれない」のであれば、何らかの手立てをした方がよいのでは。</p>	  	<p>(三宅氏)</p> <p>◎自治会未加入者が自治会のごみステーションにごみを出したいと申し出があり、自治会はステーションの清掃の協力を条件に承諾したが、「清掃には協力できない」と返答があった。世の中は持ちつ持たれつ。未加入者が不利益を受けるのもある面では仕方ないのかもと思う。</p> <p>(下澤氏)</p> <p>◎町内会未加入者の家の前を除雪した際に、お礼として町内会費の半年分相当のお金をいただいたことがある。</p> <p>◎町内会未加入でも、防犯灯の電気代、ごみステーション使用料、除雪代だけいただくような方法もあるかと思う。</p> <p>◎高齢者世帯が増えてきたこともあり、そういう方の役員等のあり方について検討会を開いたこともある。</p> <p>◎何かルールを作って町内会に加入していただける工夫をするというのもありかと思う。</p> <p>(鳥羽氏)</p> <p>◎年金暮らしの高齢者が、労力の提供の代わりにお金を余分に払うということも大変なことだと思う。</p> <p>◎町内会長等も、誰がやってもよいというものでもないと思う。</p>

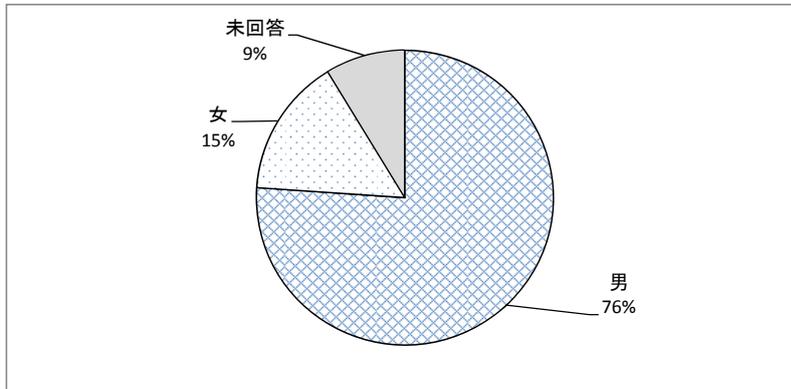
加入のメリット	<p>(客席から)</p> <p>◎大学生と自分達で、考え方がかなり違うと感じた。「自治会」は「自ら考え自ら行動する」ものだと考えているので、損得で考えるのではなく、ボランティア精神がなければうまくいかないもの。</p> <p>◎自治連合会に加入していれば、災害時の情報も収集できメリットあるが、マンションや集合住宅等はどのようにしているのかと思う。</p>	
	<p>(客席から)</p> <p>◎30年来、地域の町内会に加入していたが、現在はマンションに住んでいる。マンションは法律に基づき管理組合を持っている。消防計画もあり防火管理者も設置していて、自主防災組織に準じた組織であり避難訓練等も実施している。防犯カメラも設置し、集会室も所有している。ごみ捨て場もある。市報も全戸配布されている。管理費と積立金で月に2万円支払っている。ここに町内会費を上乗せして支払うことは厳しい。</p> <p>◎自治連合会は、マンション関係者と懇談し、対マンションの町内会加入マニュアル作成に、組織を挙げて取り組むとよいと思う。あるマンショングループは市内に1,000戸ある。</p> <p>マンション住人に対しては、「マンション周辺の町内会に加入してほしい、また、“協力金”をいただきたい。」と言われることがあると聞いている。今まで町内会が培ってきた資産を利用するのだから、新規に加入するマンションからは“協力金”がいただきたいとのことのようなのだ。資源回収をして町内会費をねん出しようかというアイデアも出ているが、マンションの管理組合は市から資源回収の補助金交付団体に認定されない実態もある。新たな一つの班として町内会に加入してほしいと言われるケースもある。</p> <p>◎町内会に加入していなくても、管理組合がしっかり機能しているので差し支えない。</p>	
集合住宅について	<p>(コーディネーター)</p> <p>◎管理費を支払っている上に町内会費まで支払うのは厳しいとのご意見。対策等はいかがか。</p>	<p>(鳥羽氏)</p> <p>◎もう少し大きな視野で見て、地域における防災・防犯に取り組むことになった時には、その集合住宅だけでは対応できない場合もあるかと思う。大きな災害であれば、ある程度広域の地域で取り組むこともあると思う。</p> <p>◎やはり町内会費について検討する余地はあるのでは。</p> <p>(下澤氏)</p> <p>◎さまざまな事情に応じてランク分けし、選択できるようにするなどの方法を検討することは可能。</p> <p>(三宅氏)</p> <p>◎金額的にランクを設定するのは難しいと思う。</p>
	<p>(客席から)</p> <p>◎災害発生時には、構造がしっかりしたマンション等に避難する住民もいると思う。その辺りの協力体制もとれると思うので、しっかりと連携をとってはどうか。</p>	

委員の負担	<p>(客席から)</p> <p>◎人の以前役員をやれと言われて町内会をやめると言った時に、「ごみはどこに捨てるつもりか」と言われた。税金を払っているから堂々と捨てると言った。</p> <p>◎町内会費を上げると言われて理由を聞いたら、上げた分の町内会費から寄付金を負担すればいいと言われた。寄付は自主的なものなのに、上から目線で市が集めろと支持し、市の下請けで役員が受けてきている。それを町内会費から負担するとのことだったので反対した。</p> <p>◎「町内会に加入しなければごみが捨てられないなどのリスクがある」と脅しをかけてくる。</p> <p>◎市は平成20年に「自治基本条例」を制定し、「参画と協働のまちづくり」を謳っているが、市は本当に協働のまちづくりをしようとしているのか。市民も本当に参画しようとしているのか。参画できないような行政のあり方。</p> <p>◎防犯灯の話がよく出てくるが、防犯灯で街を明るくするのは、市政だ。防犯に関することも市が予算計上すべき。申請して補助金や交付金をもらうようなやり方では、市民は参画したくない。</p> <p>◎本当に町内会費さえ支払えない人もいる。町内会加入促進を言っているが、なぜ加入しないのかという意見に耳をきちんと傾ければ、問題点がはっきり見えてくるはず。</p>	
	<p>(コーディネーター)</p> <p>◎今日のパネルディスカッションでは貴重な意見をたくさんいただいた。これから本当の意味での「参画と協働のまちづくり」ができるよう、市と市民が協力しながら進めていければよいと思う。</p>	<p>(下澤氏)</p> <p>◎寄付金の集め方、町内会の運営方法についてのご指摘をたくさんいただいた。皆が加入しやすい町内会にするためにどうしたらよいかということは今後検討していきたいと思う。</p>
まとめ	<p>(深澤市長)</p> <p>◎それぞれの町内会にそれぞれの形があると思う。</p> <p>◎町内会費の負担や高齢者に対する負担の検討など、町内会の中でご検討いただくことだろうと思う。</p> <p>◎これからの超高齢化社会の到来に向けて、身近な方と連携し確かなつながりを大切にしていくことがますます必要になってくると思う。地域、社会でどれだけ支えていけるかということで、介護・医療・住まいなどの仕組みづくりが各自治体で緒についたばかりである。その中で大切なのは、地域コミュニティであり町内会での支え合いだと思う。</p> <p>◎決め手となる回答はないが、我々が一緒になってそれを探っていくことが必要だと、皆さんの話を伺って改めて思ったところである。</p>	
	<p>(コーディネーター)</p> <p>◎町内会側も変わっていくことによって、新たな地域コミュニティのあり方が見えてくるということが分かったのではないかと思う。</p> <p>◎日々町内会活動を頑張っておられる方もあると思うが、今後、きめ細やかなケアというものに気を遣ってみていただければと思う。</p>	

参画と協働のまちづくりフォーラム 参加者アンケート

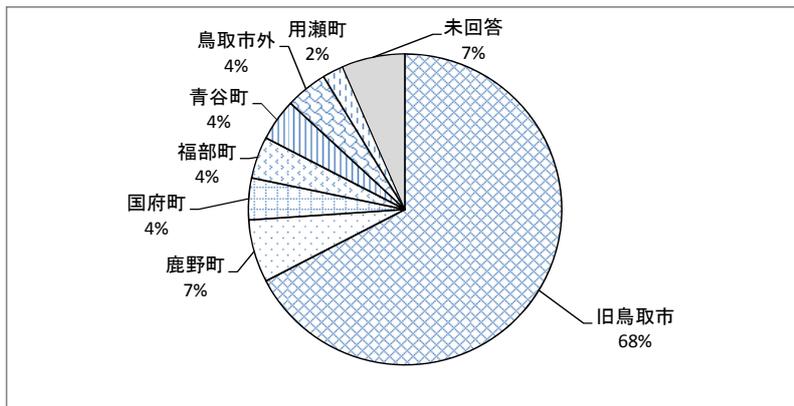
【アンケート回答者】

男	女	未回答	計
35	7	4	46
76.1%	15.2%	8.7%	100.0%



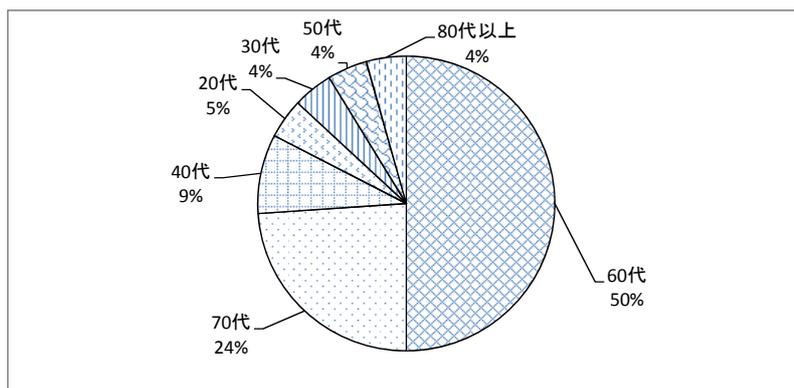
【地域】

旧鳥取市	国府町	福部町	河原町	用瀬町	佐治町	気高町	鹿野町	青谷町	鳥取市外	未回答	合計
31	2	2	0	1	0	0	3	2	2	3	46
67.4%	4.3%	4.3%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	6.5%	4.3%	4.3%	6.5%	100.0%



【参加者層】

～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	未回答	合計
0	2	2	4	2	23	11	2	0	46
0.0%	4.3%	4.3%	8.7%	4.3%	50.0%	23.9%	4.3%	0.0%	100.0%



3. パネルディスカッションの内容、及びフォーラム全般に関するご意見・ご感想などがありましたら、ご自由にお書きください。また、今後フォーラムで取り上げてほしいテーマがあれば、ご記入ください。

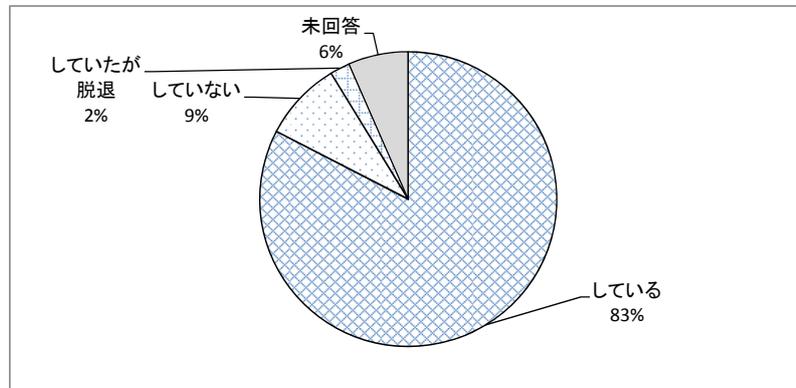
自治会活動に参画している人と大学生等若い人たちの意識の間に認識の違いがあり、共有できる方法を考えなければと思った。生活が昔と変わってきている。(60代、男性)
他の町内会での成功例や、ためになる事例を聞いたかった。(60代、男性)
パネラーに鳥大地域学部の先生・学生が出ているのに、学生の出席者が少ない(60代、男性)
本来の目的を認識しないままのトークで、実をともしなわない。時間の無駄になった。(60代、男性)
さまざまな考え方があるのが分かり、参考になった。(60代、男性)
会場からも多数意見があり、多くの意見が聴けて参考になりました。(40代、女性)
町内会に入る自由、入らない自由はダブルスタンダード。自由主義の社会の良いところでもあり、悩みでもある。(60代、男性)
ありふれた内容をディスカッションされ、新鮮味がなかった。(60代、男性)
「町内のアパート・マンションの住民の町内会加入が少ない。どういった方法で加入促進するのか」というテーマを取り上げてほしい。(60代、男性)
テーマである「町内会って必要なの!？」について話し合われなかったのが残念。パネルディスカッションは不要だった。このフォーラムは必要なの?(60代、男性)
マンション住民の町内会加入対策を自治連で策定してください。地域の町内会が考えるのではだめ。(70代、男性)
町内会活動の実態が知られていない。広報しようにも高齢役員が多く、行われていない。町内会離れの連鎖となっている。(60代、男性)
全体的に話の内容の次元が低い。特に前半の市報配布の話はパネルディスカッションノ内容としてはどうか。また、市長の出番が少ない。もっと節々で話をいただいてもよかったのでは。一般客から発言を受けるとフォーラムの視点がずれる。やめた方がよい。(60代、性別未回答)
地域の現状をもっと把握して、ともに意見交換をしてほしい。(70代、性別未回答)
「町内会のあり方」のフォーラムなのに、住民参画についての議論になった。町内会の戦後体制を改革すべきは市の仕事である。町内会の自治はさまざまというのは、市行政の逃げである。(60代、男性)
個々の実態や問題点等、あらためて聞けてよかった。(60代、男性)
各町内会の信頼関係構築が大前提であり、厳しい意見もあったが、核心にふれている。事情に合った町内会づくりを行う事が大切である。(60代、男性)
若者との意見の相違が大きく、理解してもらおう計画が必要と思った。(70代、男性)
大変興味深いものだった。様々な立場から様々な意見が出て、町内会の必要性、町内会が有している矛盾点などに気づき、再び考えさせられるよい機会だった。私自身、学問的な視点だけでは語れない難しい問題を扱ったものでした。すぐには解決する者ではありませんが、今日のフォーラムは本当に面白かった。(20代、女性)

※ここからは、地域活動についてお伺いします。

4. あなたは町内会に加入されていますか。

ア. 加入している イ. 加入していない ウ. 加入していたが脱退した エ. その他()

している	していない	していたが脱退	未回答	合計
38	4	1	3	46
82.6%	8.7%	2.2%	6.5%	100.0%



5. 問4で、「ア. 加入している」と回答された方へ質問します。

加入していて、「ここは問題だ」「ここが負担だ」と思われることをご自由にお書きください。

各町区とも毎年自治会長が交代するので、事業の継続性や一貫性が維持しづらい。さらに、自治会からの脱会者もかなりあり、まとまりにくい。(60代、男性)
①町内会に加入している方は、何らかの形で活動に関わっているのでよいのですが、学生は全く加入していないので、そこが問題です。 ②個人情報の問題で、家族情報の把握がますます難しくなっている。(60代、男性)
役員のなり手が無い。若い人が参加しない。(70代、男性)
町内活動に対し要望が広すぎる(70代、性別未回答)
65歳以下の人は生活に追われて地域活動に対して消極的である。利己主義者が多い。(60代、男性)
①伝統的な手法で実施しているが、他の町内会はどう実施しているのか、情報提供がない。縦割りだと思う ②アパートの管理会社へのアプローチ、町内会費は別立てに入居案内されているのは問題。(60代、男性)
・問題点に関する見えない。 ・会議(打合せ等)の技量不足 ・自己中心で協働の認識がない ・平和すぎてやる気がない ・町内会の目的が分かっていない(60代、男性)
町内会に集会所がなく、他町内会の集会所を借りている。各町内会に集会所を。(80代以上、性別未回答)
産まれた時から住んでいるので、未加入は全く考えたことはなかったが、いろいろ事情があることが分かった。(60代、男性)
・役員を何度もさせられる。順番にすべきだ。 ・町内会費の使い道が飲食がほとんどなので、おかしい。(40代、男性)
マンションの方は組合費もあり、町内会費は大きな負担とおっしゃいますが、戸建てでも修繕費などはかかるので同じかと思えます。組合費ももちろん安くはないとは思いましたが、組合費は理由にならないのでは。(40代、女性)
現状維持、前例踏襲がなくなるといけない。なくせない役員体質。(60代、男性)
若い人が少なくなり、活動等も手一杯で実行している。(60代、男性)
町内会・自治会の活動により地域の安心安全快適な生活が少しでも確保されるのだから、ある程度の負担(会費や労力)はやむを得ない。(60代、男性)
業務内容から、仕事を持っている人は難しい部分が多く、高齢者が役員をせざるを得ないようになってきている。(60代、男性)
寄付金集め。任意という強制的な負担金、募金。(60代、男性)
高齢化・少子化・核家族化などで、家でのパワーが少なくなっている。必要とされるのをどういう形で示せるか。(60代、男性)
町内会で役を受ける人が少なくなってきた。町内会行事で手伝ってもらえる人が少なくなってきた。(50代、男性)

<p>1. 役員のなり手が無い。引き受けると何事もやらざるを得ない。 2. 班長の高齢化が進み、負担が大変。(80代以上、男性)</p>
<p>世代によって町内会に対する意識が異なる。また役員になると、自身の日常生活に支障(時間的に)が出るという考えがある。町内会活動を主体的に考えて行くことが大事であると思われる。(60代、男性)</p>
<p>町内会加入していても就業している方が多く、役を受けていただく方が少ない。(60代、男性)</p>
<p>特になし(70代、男性)</p>
<p>加入世帯と未加入世帯との不公平感がある。例えば、外灯代、水道代、地域の掃除など。(60代、女性)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会運営を継続するための役員のなり手がなく、高齢化している。 ・自治会(町内会)に加入するメリットがない。(町内会に加入しなくても困らない)(70代、男性)
<p>問題は山積している。 ・後期高齢者まで役員、班長はいかがなものか。順番で？ ・上から目線行政？その下請け的雑用とお金のばらまき。 ・寄付金集め(目標金額)世帯割？(70代、性別未回答)</p>
<p>市の下請けをしていると思っている人がいる。(70代、男性)</p>
<p>若い後継者の町内会との関わり方について、自治会則を作成中です。(70代、男性)</p>
<p>新しい町内会のあり方を、早急に市行政として検討すべきである。(60代、男性)</p>
<p>自治会家屋が少なく、役員対象家屋となると、2～3年ごとに何らかの役員を行わなければならないが、自治会も活動を行わなければ補助もなく業務量も多くなり、大変である。(60代、男性)</p>
<p>役員要請や行事参加要請が多い。(60代、男性)</p>
<p>単なるメリット・デメリットだけを見て加入しない人がいること。(60代、男性)</p>
<p>どこまで事業を実施してよいか分からない。(地域の活性化について)(60代、男性)</p>
<p>地区会長が1年交代する町区が多い(70代、男性)</p>
<p>現役年代(30～65歳)が町内会活動に参加しない。できない。これを参加させることが大事。(70代、男性)</p>

6. 問4で、「イ」「ウ」「エ」のいずれかを選択された方は、その理由をご自由にお書きください。

<p>単身で集合住宅に住んでいるため、必要性を感じていない。市報は管理会社が配布してくれるし、住人占用のゴミステーションは共益費で管理されている。(30代、男性)</p>
<p>マンションへ転居したから。(町内会加入に集団による「協力金」が必要だった)(70代、男性)</p>
<p>まさに、町内会の必要性を感じられないから。大学生という立場なのもあるが、ゴミ問題から何から、困ることがないから。(20代、女性)</p>
<p>アパート生活なので、誘われていない。(20代、女性)</p>

7. あなたが考える「理想の町内会のカタチ」とはどのようなものですか。

全世帯が自治会活動に加入し、相互に協力しあって、町を良くしていけるよう、日頃からあいさつや会話が絶えない町内会にしたい。(60代、男性)
高齢化が進んできており、町内で困っている方を町内のみんなで助けることが大切だと思っています(60代、男性)
県や市のOBが役員をする。若い現役の方でもやれる仕組みが必要だ(70代、男性)
身近な町内問題を自主的に解決できる程度の町内会づくり(70代、性別未回答)
地域ごとに住民のニーズは異なると思うが、事業内容を改めて精査し、必要最低限の負担で加入できるようなもの。メリットだけを享受しようとは思わないが、納得して加入できたらと思う。(30代、男性)
聖祭だけ実施するという特化した形から派生した災害機能だけあれば良いと思います(自分の所だけのことですが)(60代、男性)
各々の地域にあった加入しやすい組織づくりを考える必要。町内会も変化に対応していく必要あり。(60代、男性)
強制されることなく、協働作業が行われる(50代、男性)
町内会はいろいろなカタチがあって良いと考え、各町内会で話し合っ決めてれば良い。(80代以上、性別未回答)
自由に意見の言える組織。どうしても年長者が仕切りがち。(60代、男性)
町内会のみんながよい町にしていこうと思える町内会(40代、女性)
ない。(60代、男性)
子どもや青年等が多くいる地域になること(60代、男性)
若い人から高齢者までが、楽しく安心して暮らせるまち(60代、男性)
町内の人々のお互いの顔が見える町内会(60代、男性)
自らが近くに住む人と仲良くするという気持ちを育てる。(60代、男性)
全戸加入で、行政の下請けからなるべく脱するように。メリットを実感できるような自主活動の充実を図りたい。(70代、男性)
お互い助け合える町内会(さまざまな意味で)(50代、男性)
町内全世帯が加入し、活気のある明るい町内会(80代以上、男性)
町内会の子ども会・婦人会・壮年団・老人会等それぞれの活動があって全体活動を支え合う町内会ができればよいと思う。(60代、男性)
地域の活動に協力して参加できること。情報の共有。(70代、男性)
ボランティア精神を基本にした活動(運営)。人は一人では生きていけない。(70代、男性)
上から目線ではなく、下から盛り上がるもの。助け合いは昔から大切。昔は婦人会・青年団・敬老会・子ども会があった。お互いに助け合っていた。(70代、性別未回答)
「市の下請け」と思う人がいなくなること。「少しでも住みやすい町内にしたい」と思う人であふれること。(70代、男性)
市の下請けから脱却した、本当の自治町内会(60代、男性)
各家庭に、子どもから大人まで2～3世代で生活し、自治会内で笑い声等の聞こえる明るい自治会。(60代、男性)
年齢に関係なく、自由に活動や連携が取れる。(60代、男性)
参加自由で、時間的にも金銭的にも負担の少ない、交流の場の多い町内会であること。年代別に配慮した交流の場をつくること。(60代、男性)
加入率のアップ(特にマンション・アパート入居者)(70代、男性)
任意加入であり、入りたい人が集まったもの。(ごみ問題を市の業務に移行し、自治会の負担を減らす)(20代、女性)
金がなくても、人力で動く町内会(20代、女性)

<p>（「地区公民館の充実」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）自治会内に集会所がないため、日常の交流が少なく感じる。（70代、男性）</p>
<p>（「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）地域内のコミュニケーションは町内会・自治会・まちづくり協議会において実施は難しいと思っている。（70代、男性）</p>
<p>（「市民の行政への参画」・「市民活動の推進」・「地区公民館の充実」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）自治連合会で、各町内会の状況（詳細）を把握せよ。もう少し問題や解決策が見えてくると思う。（70代、男性）</p>
<p>（「市民の行政への参画」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）真の協働、ボランティア活動は大事だが、経費は必要。（60代、男性）</p>
<p>（「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）各団体が別々に活動しているように思う。（団体の連携の強化）（60代、男性）</p>
<p>（「市民の行政への参画」・「市民活動の推進」・「地区公民館の充実」・「町内会、自治会、まち協等の地域力の強化」を選択）行政と自治会は車の両輪の精神を持ち、積極的に参加すること（70代、男性）</p>
<p>（「市民活動の推進」を選択）豊かに暮らせるとはどういう意味か不明（70代、男性）</p>
<p>（「市民活動の推進」を選択）住民と住民の関わりが少ないから（20代、女性）</p>

視察研修について

《方向性》

社会情勢や生活環境が大きく変化するに伴い、様々な地域課題が発生し、これまでの画一的な行政運営では多様化する市民ニーズに十分に対応した行政サービスの提供や地域の特性を生かしたまちづくりを行うことが困難となりました、また、市町村には地方分権の進展による自己責任、自己決定によるまちづくりが求められ、これを背景に、平成20年に「鳥取市自治基本条例」を施行し、市民と行政の協働のまちづくりに取り組んできました。

以降、鳥取市全ての地区で「まちづくり協議会」が組織され、地域固有の課題について、その解決に取り組まれています。地域社会はますます過疎化、高齢化、核家族化が進み、まちづくり協議会の主要な構成団体である“町内会”の存続すら危ぶむ声も聞かれるようになりました。また、まちづくり協議会においても、組織の活動について変化や発展を求める声も聞かれています。

本市では、協働のまちづくりをさらに発展させるために、現在「協働のまちづくりガイドライン」と、「地区公民館の在り方の基本方針」の作成に取り組んでいます。今回の視察研修では、下記の点について他市の現状を視察し、「協働のまちづくりガイドライン」と「地区公民館の在り方の基本方針」について、本市に相応しい計画になるようご意見をいただきたい。

《鳥取市の現状説明》

別紙

《具体的な調査項目》

地域コミュニティの維持・強化施策と、地区公民館と地域コミュニティの関わり、またそれによって進められる協働のまちづくりについて調査研究

- 地域コミュニティ（自治会・まち協）の活性化策
- 地域コミュニティの制度的位置づけ
- 地域コミュニティと活動の拠点施設（地区公民館等）との関係性
- 社会教育・生涯学習の実施状況

《視察先候補地》

雲南市

松江市

倉吉市

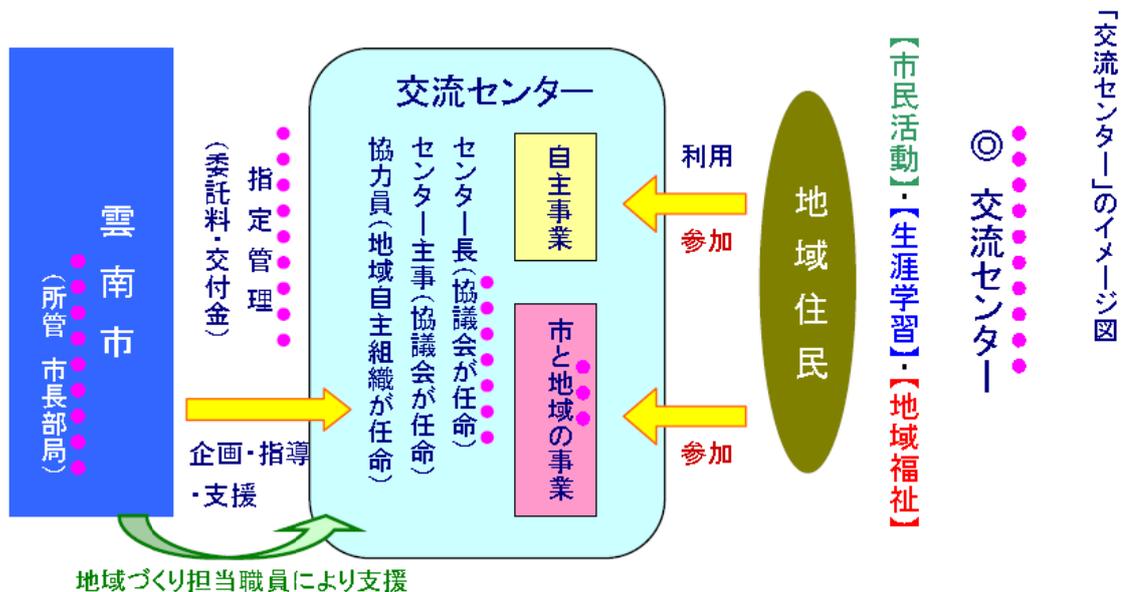
■ 島根県雲南市

～地域自主組織の取組～

“行事”を“事業”に進化させる大人チャレンジ！！
地域が抱える課題。例えば、「1人暮らしの高齢者さんの見守りをどうしよう…」そんな地域に求められるコミュニティ機能を、自分たちで補う仕組みが地域自主組織にはあります。

地域自主組織は、概ね小学校区単位で編成されている住民組織で、自治会・消防団・PTA・老人クラブといった各種団体に構成されており、交流センターを活動拠点として、地域づくり・地域福祉・生涯学習（社会教育）の3本柱の分野を中心に、様々な活動を展開しています。

人口減少と少子高齢化が進む中、自治会の体力が低下し、地域の絆も希薄化しつつあるからこそ、地域住民が互いに支え合い、より安心安全な暮らしを実現できるよう、地域と行政が協働し、「地域でできることは、地域で」行う。そんな、小規模ながらも様々な機能を持った課題解決型の住民自治「小規模多機能自治」を、雲南市では全国に先駆けて地域自主組織が実践しています！



平成22年に地区公民館から交流センターに移行。（社会教育法の適用除外）

公民館活動が生涯学習を中心とした取り組みであったものから、「市民活動支援機能、生涯学習機能、福祉機能」の3つを複合的に備えた新しい地域づくり施設として指定管理者制度を導入し地域自主組織に運営を委ねています。

■ 島根県松江市



～公設自主運営方式の公民館～

公民館の運営方式は、当初は直営でしたが、昭和 41 年から各地区の団体等で構成された地区公民館運営協議会の自主的な運営に委ねる公設自主運営方式に移行することになりました。その後、地方自治法が改正され、松江市の公民館は平成 18 年 9 月から指定管理者制度を導入しています。

公設自主運営方式の特徴

①地域住民の活動拠点

- ・ 地域の特性に応じ、住民に密着した運営
- ・ 各種団体との連絡調整が容易

②住民が直接公民館の運営に参画

- ・ 専門部による事業の自主企画と運営

③住民が公民館運営費の一部を負担

- ・ 公民館に対する認識を深める

④社会教育の領域を越えた事業の展開が可能



『公設自主運営公民館と行政』

松江市は、平成 24 年 4 月に市民参加のまちづくりを推し進めるため「対話による協働のまちづくり」宣言をしました。社会教育や生涯学習を推進する社会教育施設としての役割を始め、地域福祉や環境・リサイクル、地域防災など、様々な地域活動の拠点施設である公民館の果たす役割は、より一層大きくなっています。

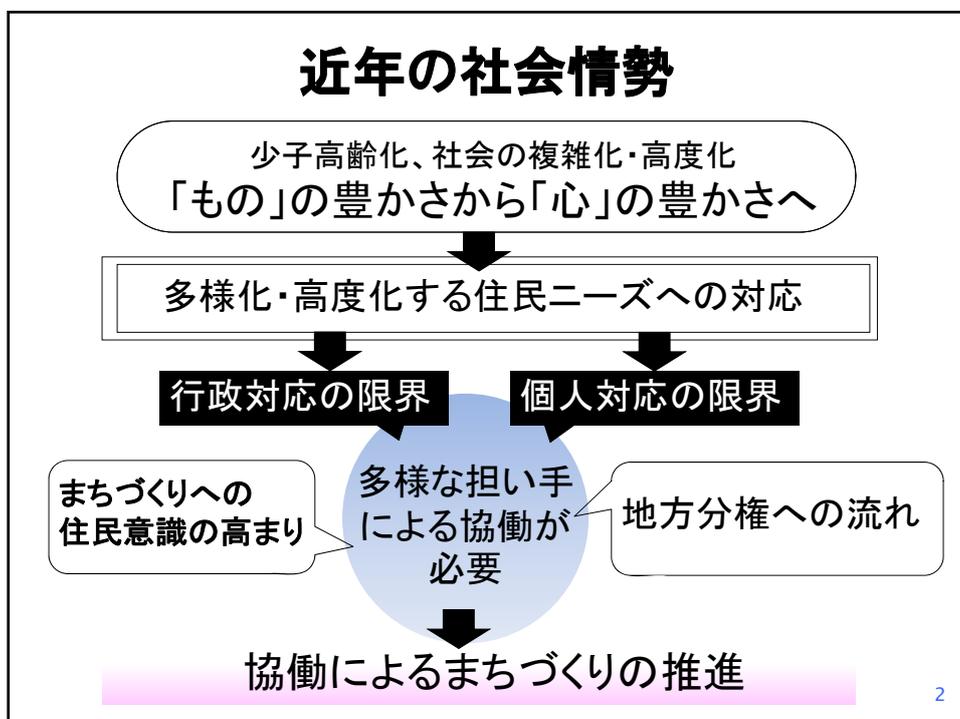
(1) 社会教育施設としての役割

- ① 文化活動やレクリエーション活動などの機会の提供、生活の資質向上
- ② 地域課題等の問題を解決するための学習機会の提供
- ③ 現代社会の緊張を緩和する活動や創造力を高める活動の提供
- ④ 地域の情報センター、相談センターとしてのサービス提供
- ⑤ 地域の連帯感の醸成、自治振興の基盤づくり
- ⑥ 地域の教育力を高める活動

(2) 地域の拠点としての公民館

- ① コミュニティづくりのコーディネーター
- ② 地域福祉の推進
- ③ 人権教育の推進
- ④ 子どもの育成と学社融合・連携
- ⑤ 地域防災・環境問題の取り組み





「鳥取市自治基本条例」

—平成20年10月1日から施行—

まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例



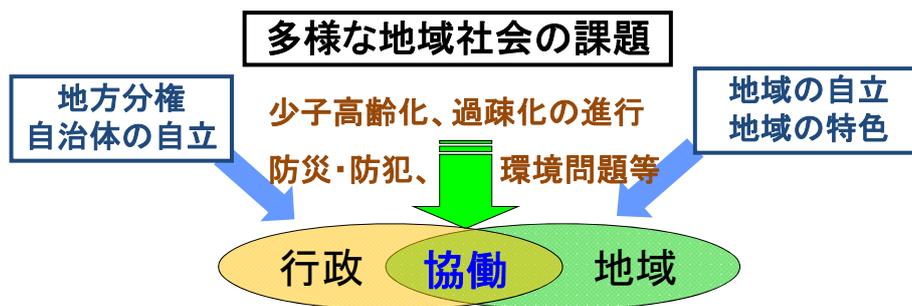
「市民が主役の協働のまちづくり」が一層推進

■コミュニティ第13条

地区公民館をコミュニティの活動拠点として位置づけ、コミュニティの充実、強化に努めます。

3

〔平成20年度 協働のまちづくり元年〕

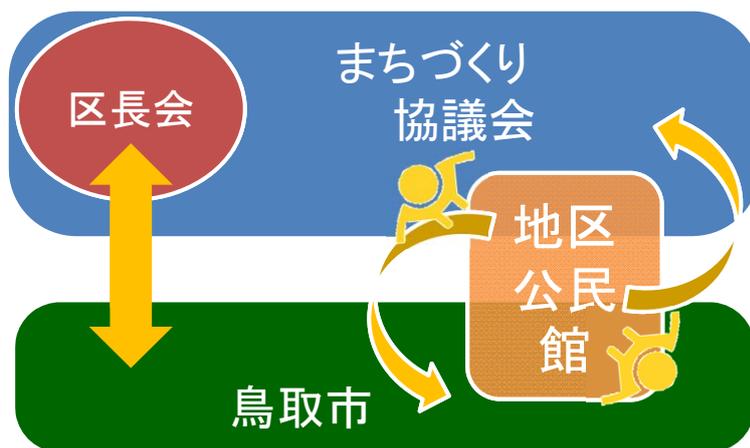


協働によるまちづくり

- 1 協働とは、同じ目的を達成するために「いっしょにやりましょう」ということです。
- 2 市民、自治会、女性団体、行政等が、地域の身近な課題解決に向けて、互いに協力・活動することで、地域力が再生されます。

4

鳥取市が進める 協働のまちづくり



鳥取市自治会(町内会)について

地区自治会は大きく二つに分かれている。
新市域には公民館ごとの地区自治会がない地域もある。

パターンB

パターンA

各町内会の会長のみ
で組織されたいわゆる
「区長会」



各町内会の会長のみで組織した区長
会に各種団体も参加

各町内会の会長のみ
で組織されたいわゆる
「区長会」



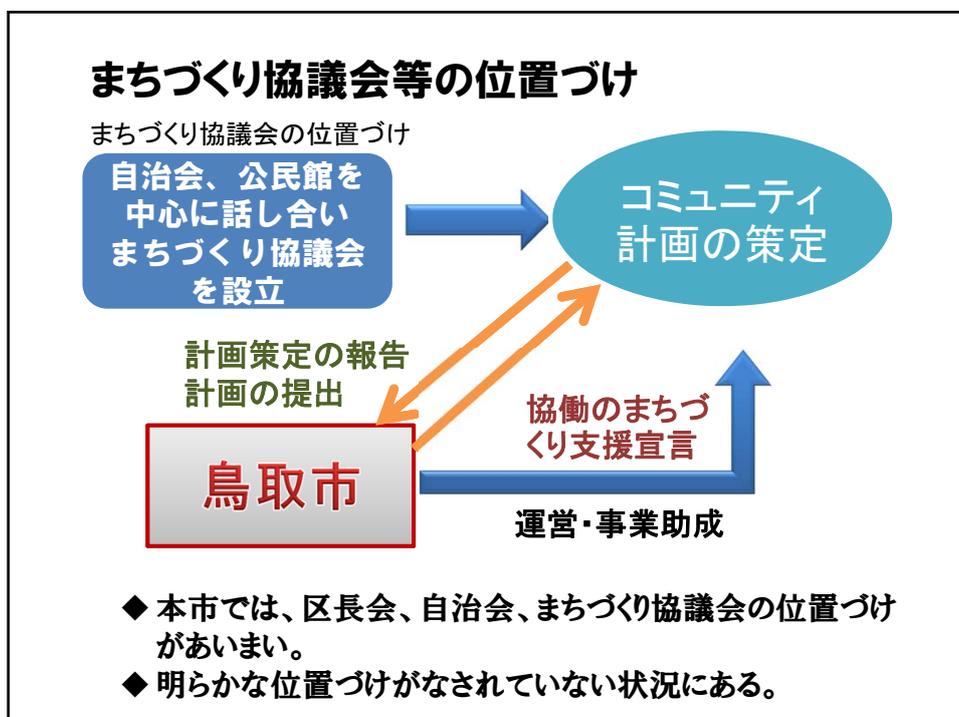
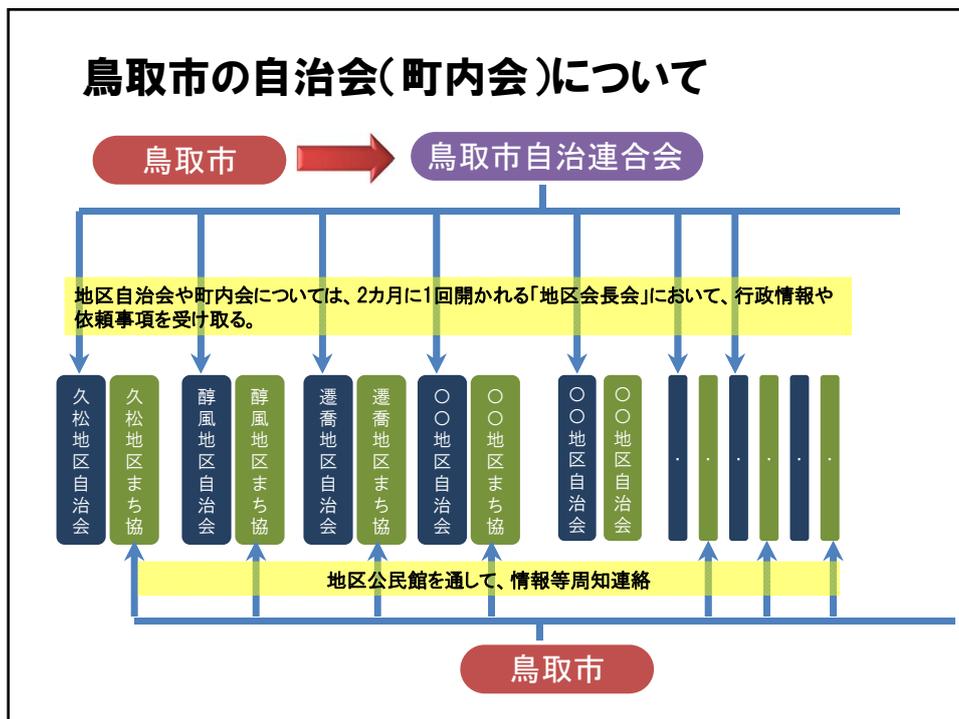
+

老人クラブ

社会福祉協議会

スポーツ団体

パターンBについては、地区自治会とまちづくり協議会同様な組織が同時に存在している。



まちづくり協議会の課題

事業費

役員の高齢化 新規リーダーの育成 →

事業実施

構成員が1年任期の役員であり事業実施体制が整わない
参加者の固定化
構成組織がまちづくりに参加する余力がない

事業費

自己資金の確保に苦慮
財政力が脆弱

まちづくり協議会のあり方

地区自治会とまちづくり協議会の違い
まちづくり協議会の運営は、公民館職員と区長会にたよりっきり

公民館とは 【鳥取市公民館条例】

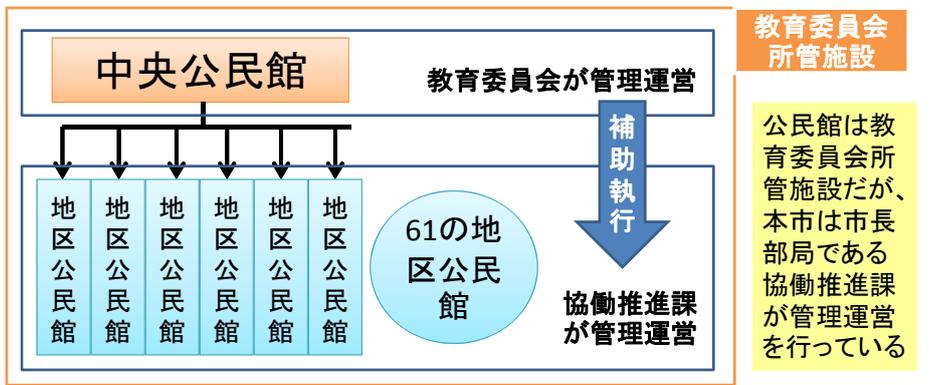
社会教育法に基づく
社会教育施設

公民館設置の目的

鳥取市における社会教育を振興し、住民の福祉を図る

公民館の設置

社会教育法第21条第1項の規定に基づき、鳥取市に鳥取市立中央公民館及び鳥取市立地区公民館を設置



社会教育法抜粋

第五章 公民館

(目的)

第二〇条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

《社会教育法 抜粋》

(公民館の事業)

第二二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

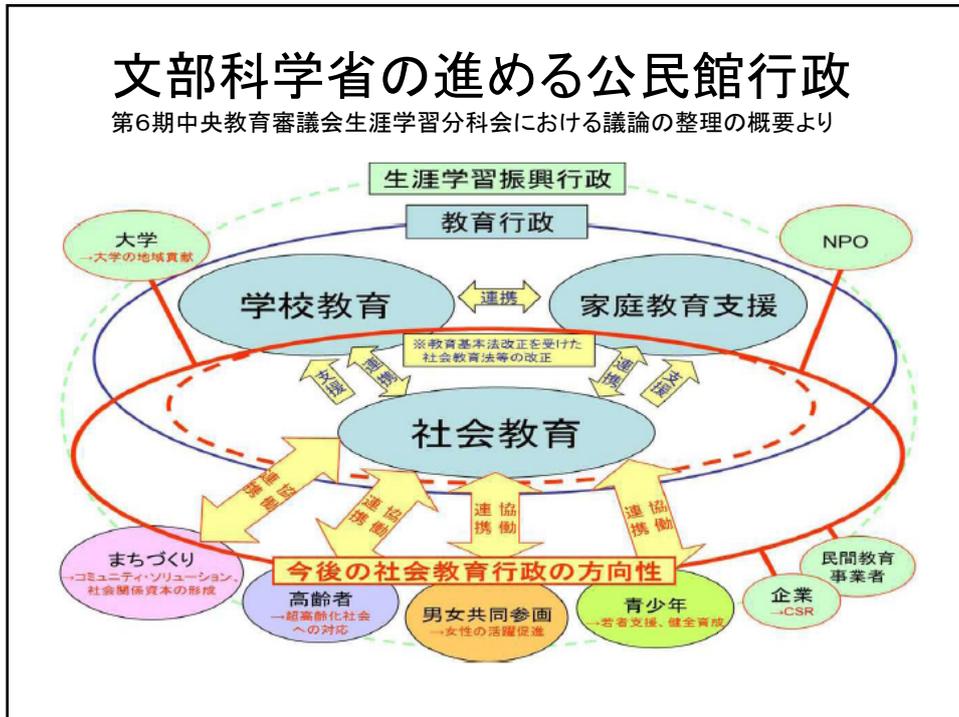
(公民館の運営方針)

第二三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

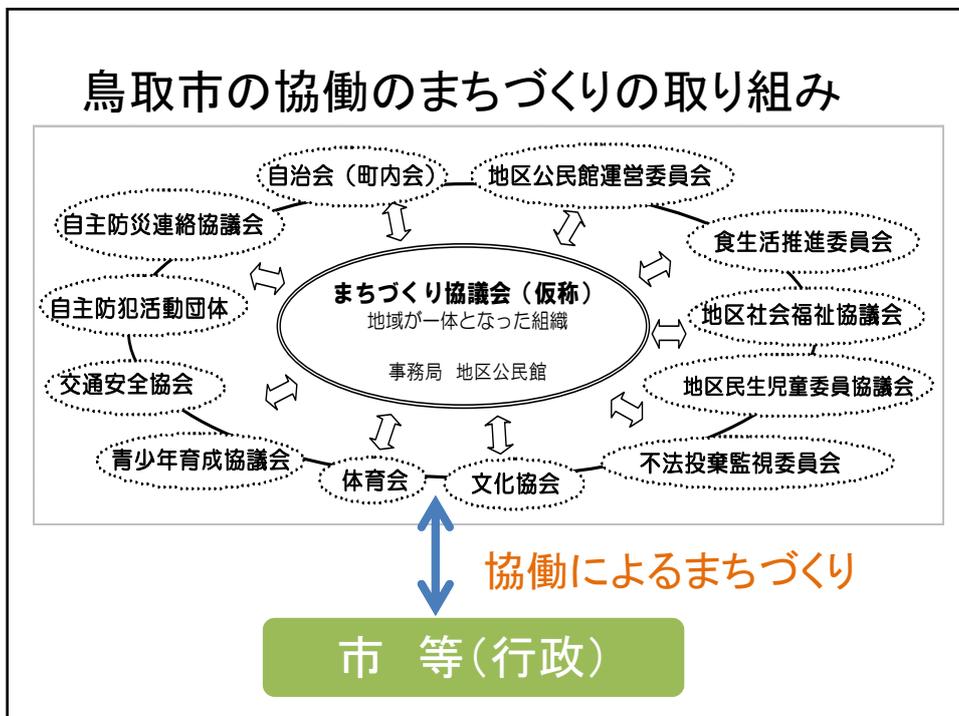
- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2** 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

文部科学省の進める公民館行政

第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理の概要より



鳥取市の協働のまちづくりの取り組み



地区公民館業務

● 現在地区公民館が行っている業務

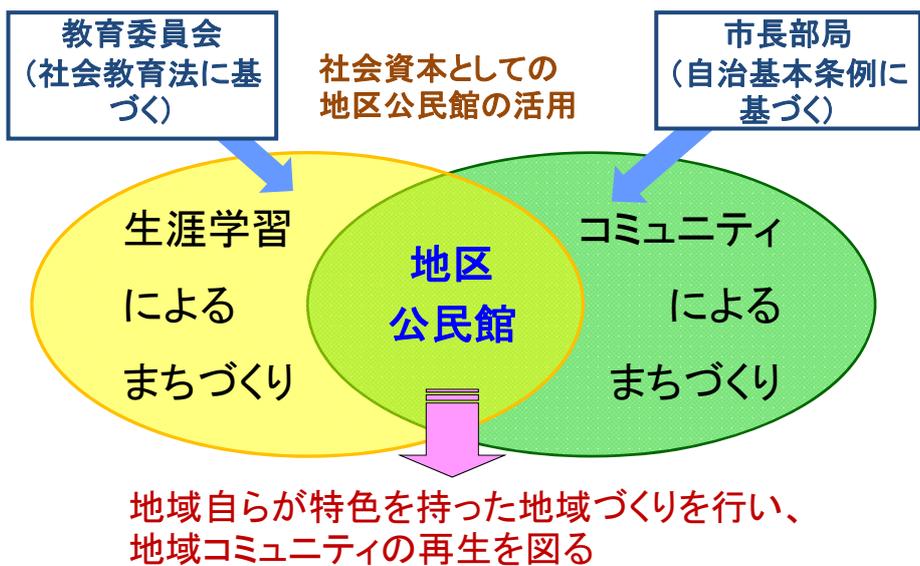
- | | |
|-------------|---|
| 業務
教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> □ 生涯学習委託事業(生涯学習スポーツ課が市公連を經由し委託)
1 子供と大人のふれあい事業 2 特色ある公民館活動事業 3 地域の仲間づくり事業 4 人権啓発促進事業(1館予算343,000円) □ 地区公民館施設の日々の管理 □ 地域住民への施設貸出 |
| 局長
業務部 | <ul style="list-style-type: none"> □ まちづくり協議会の事務局 |

公民館の職務

地域との関係性において行っている業務

- まちづくり協議会事業の計画運営 ● 地区自治会の事務局
- 社会福祉協議会の事務局 ● スポーツ振興会 ● 安全委員会
- 人権・女性教室 ● 地区交通安全協会 ● 地区交通安全対策協議会
- 地区同和教育推進協議会 ● 地区自主防災連絡協議会
- 防犯協議会 ● 青少年育成協議会 ● 地区老人クラブ
- 子ども会育成会 ● 慰霊祭 ● 敬老会など

地区公民館を拠点としたまちづくり



活用の拡大について検討

- 地区公民館から社会教育法を外すことについて
- これからの公民館業務について

【現在地区公民館に何が求められているのか】

【社会教育は“公民館”でなければならないのか】

職員の業務と勤務条件等

地区公民館の活用策と今後のあり方について【中間まとめ】
平成19年12月

抜粋

2 目的

地域住民の最も身近な公共施設である「地区公民館」を生涯学習の拠点施設並びに地域コミュニティの拠点施設として活用し、地域コミュニティの活性化に向けた本市の支援施策やサポート体制の充実・強化を図り、市民と行政が適切な協力関係のもとに支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」を実現しようとするものです。

3 基本的な考え方

(1) 地区公民館で行われる生涯学習活動の推進

公民館では、鳥取市第2次生涯学習推進構想・計画に基づいて、各種事業やサークル・グループ活動を積極的に行っています。今後も生涯学習の機会や情報提供の充実、学習成果を発揮できる機会を設けることで、地域住民が「いつでも どこでも だれでも 何でも」学習できる地区公民館とします。

(2) コミュニティ活動を行うための運営体制の充実・強化

本市は、第8次鳥取市総合計画に『市民が主役の「協働」によるまちづくり』を掲げ、「コミュニティを中心とした地域づくり」に向け、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館等の整備を行い、コミュニティ活動・公民館事業を円滑かつ効率的に運営する体制を充実・強化することとしています。

(2) 地区公民館の機能**①生涯学習活動を活発化するための施設**

- ア、地域住民の生涯学習の機会を充実させるために、学習が取り組めるような環境を整備します。生涯学習事業は、地域の特性を活かした事業内容となるよう、弾力的に実施します。
- イ、地域住民の自発的な学習意欲を促すため、地区公民館が実施する生涯学習事業の情報を提供します。
- ウ、地域住民が生涯学習で学んだ知識、技術、能力を地域に伝えるような機会を充実します。

【標準的な生涯学習機能の例】

(ア) 生涯学習機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○市の生涯学習委託事業 <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある公民館活動事業 ・子どもと大人のふれあい事業 ・人権啓発推進事業 ○各地区公民館の主催事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活かした生涯学習事業の展開 ・地域の教育・保育関係機関との連携 ・社会教育関係団体の育成・支援
(イ) 生涯学習事業の情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ○公民館だよりによる生涯学習事業の情報提供 ○地区公民館ホームページによる講座の紹介
(ウ) 生涯学習成果を活かす機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習で学んだ知識、技術、能力を地域住民に伝える機会の充実 ○「とっとりし生涯学習ネット」による、人材活用事業（指導者）のPRと活用
(エ) 生涯学習拠点施設の整備・充実
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習拠点施設として、計画的な整備

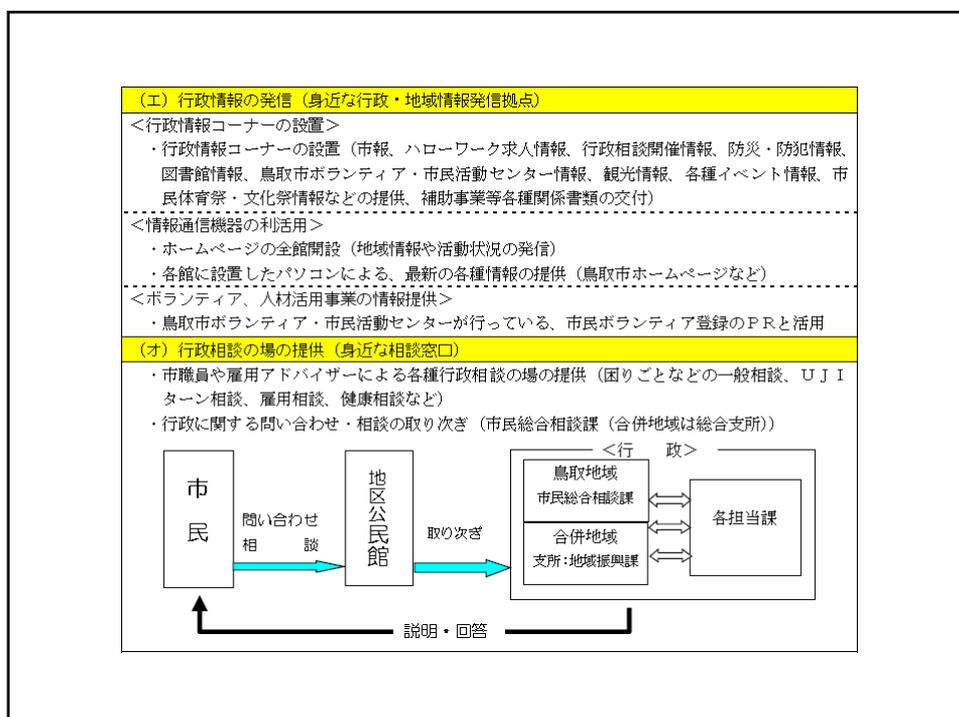
②コミュニティ活動を活発化するための施設

- ア、地区公民館を「コミュニティ活動の拠点」とします。
- イ、地区公民館を所管する担当部局を、市長部局に設置します。
- ウ、コミュニティ活動の拠点施設としての理解・認識を図るため、利用者等への説明会や公民館職員の研修を実施します。
- エ、地域の実態に合わせ、地区公民館で活動している各種団体が利用しやすい運営体制とします。

【標準的なコミュニティ機能の例】

(ア) コミュニティ活動の場の提供（地域活動の拠点施設）
<p><すべての市民が幅広い分野で利用できる活動拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての市民、団体の活動の場として開放（宗教・政治活動、公序良俗に反する活動、営利活動を除く） ・年間を通じ8：30～22：00まで利用可能（年末年始を除く） ・職員は、原則8：30～17：30の勤務（土日祝日、夜間なども弾力的に対応） ・職員不在時の利用については、予約により対応（利用者への鍵の貸し出し） ・施設の利用実態や、まちづくりに深く関わる活動団体への配慮など、地域の実状に応じた予約方法の検討（利用調整会議、優先的予約） ・地域コミュニティの拠点施設として、計画的な施設整備 <p>-----</p> <p><防災・防犯の活動拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯活動の活動拠点 ・避難所として、初動対応への協力 ・緊急情報受信システムの計画的な整備 ・災害時要援護者支援制度への協力（相談・登録の取り次ぎ、普及啓発） ・地区自主防災連絡協議会の組織化支援と自主防犯活動団体の育成支援

<p><健康・福祉の活動拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員や健康づくり推進員などの、健康づくり活動の場 ・地区社会福祉協議会や地区民生児童委員協議会など、地域福祉の活動拠点 ・福祉活動コーディネーターの計画的な配置 (合併地域は地域の実状に応じて地区公民館又は総合福祉センター)
<p>(イ) 交流サロンの提供 (幅広い世代が気軽に集う場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に開放された交流スペースの確保 ・地域の世代間交流、情報交換、活動発表等の場の提供 ・親子の交流事業や、生きがい交流サロンなどの事業の展開
<p>(ウ) 地域の各種団体等の活動支援 (「まちづくり協議会 (仮称)」と各種団体の支援)</p> <p><「まちづくり協議会 (仮称)」の組織化支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり協議会 (仮称)」の組織化に向けた団体間との連絡調整 ・「まちづくり協議会 (仮称)」の事務局として設置し、「地域コミュニティ計画」の作成や、地域の特性を生かした事業などを支援 <p><各種団体等の活動支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体の自主活動の側面的支援 (連絡調整や備品の管理など) ・自治会など各種団体への加入促進 (公民館だよりの配布など) ・「団体用情報ボックス」、「情報交流掲示板」の設置と活用 ・コピー機や印刷機の活用 ↓ (次ページへ続く。)



(2) 職員体制

- ①平日の夜間、土日、祝祭日の施設利用に対応できるよう、職員の勤務ローテーション、職員体制の見直しを行います。また、地域の実状に応じた地区公民館利用のルールづくりや施設の弾力的な運営を行います。
- ②全市の標準的な職員体制は館長1、主任1、主事1の3名体制とします。
- ③地域の希望により、嘱託職員1名に替え、地域雇用を可能とするパート職員の導入を行います。
- ④現在、職員が4名の地区公民館では、2年間の経過措置を講じます。

地区公民館職員の勤務条件(H28.2.19現在)

	館長	主任	主事	パート
雇用形態	非常勤嘱託職員	非常勤嘱託職員	非常勤嘱託職員	日々雇用職員
勤務時間	週12時間程度	4週116時間	4週116時間	1時間単位
報酬	63,000円/月	145,800円/月	136,700円/月	868円/時
任用期間	2年	1年	1年	1日
社会保険	×	○	○	×

※条例で定められた地区公民館の休日は年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)であり、それ以外の日はローテーション勤務により運営

指定管理者制度の導入**制度の概要**

指定管理者制度の導入により、これまで公の施設の管理を行ってきた団体に加えて、民間事業者、NPO法人や法人格を持たない団体まで、個人以外であれば、市長等が指定する「指定管理者」として公の施設の管理を行うことができるようになりました。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の経営感覚、ノウハウ等を取り入れることにより、市民サービスを向上しつつ、経費の節減につなげることを目的としています。

指定管理者制度の流れ

1. 施設の設置及び管理条例の制定又は改定
2. 指定管理者の募集
(原則は公募としますが、公募によらず指名とすることもできます。)
3. 指定管理者選考委員会による提案内容の審査及び候補者の選考
4. 選考結果に基づく指定管理者候補者の選定
5. 市議会における指定管理者の指定の議決
6. 指定管理者指定の通知、告示
7. 指定管理者との協定の締結
8. 指定管理者による管理の開始

平成27年度 指定管理者候補者の選定結果

施設の名称	施設の名称
青谷町高齢者生活福祉センター	気高町遊漁センター
佐治町老人福祉センター	道の駅神話の里白うさぎ
鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘	道の駅清流茶屋かわはら
介護老人保健施設 やすらぎ	鳥取砂丘砂の美術館
下味野児童館ほか11児童館	かちべ伝承館
母子生活支援施設	市営片原駐車場
公設地方卸売市場	市営幸町駐車場
佐治町和紙生産伝習施設「かみんぐさじ」	歴史博物館
河原町お城山展望台	因幡万葉歴史館
河原町中央公園	青谷上寺地遺跡展示館
流しびなの館	あおや郷土館
佐治町たんぼり荘	あおや和紙工房
佐治町自然環境活用センター	仁風閣、宝扇庵
山王谷キャンプ場	若葉台スポーツセンター
	弓道場